（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第三十一条の十三　法第十条の十一第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録（法第十条の十一第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第十条の十一第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　電磁的記録により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて作成するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（登録検査機関の帳簿の記載等）

第三十一条の十四　法第十条の十六に規定する帳簿は、検査業務を行う登録検査機関ごとに作成し、検査業務を行う事務所に備え付け、最終の記載の日から四年間保存しなければならない。

2　法第十条の十六の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　検査を申請した者の氏名又は名称及び住所

二　検査の申請を受けた年月日

三　検査を行つた年月日

四　検査を行つた場所

五　検査の項目

六　検査を行つた品目及びその数量

七　検査を行つた品目の生産地又は原産国

八　検査を行つた検査員の氏名

九　検査の結果

十　その他必要な事項

（検査の申請）

第三十二条　（略）

2　前項の規定により検査の申請をした者は、当該栽培地の見やすい場所に第二十号の二様式の表示を行い、かつ、検査の際これに立ち会わなければならない。

（検査期日の通知）

第三十三条　前条第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十五条の規定を準用する。

第四章の三　侵入調査

（侵入警戒有害動植物）

第三十五条の十二　法第十六条の六の農林水産大臣が指定する有害動物又は有害植物は、別表八のとおりとする。

（緊急防除実施基準の対象）

第三十五条の十三　法第十七条の二第一項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表九のとおりとする。

（交付金の交付決定の基礎となる農家数等）

第六十一条　（略）

2　法第三十五条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地総面積から畑の牧草専用地の面積を控除したものによるものとする。

（新設）

（新設）

（検査の申請）

第三十二条　（略）

2　前項の規定により検査の申請をした者には、第二十四条第二項の規定を準用する。

（検査期日の通知）

第三十三条　前条第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十八条の規定を準用する。

（新設）

（新設）

（交付金の交付決定の基礎となる農家数等）

第六十一条　（略）

2　法第三十五条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地総面積から畑の普通畑の調査日前一年間に飼料用作物だけを作つた畑の面積及び畑の牧草専用地の面積を控除したものによるものとする。